

令和8年度いわき産農産物等プロモーション業務委託に関する質問と回答

No.1

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
実施要領	2	7	3 参加資格(1)
質問内容			
「本市又は他の自治体において、本業務と同様の業務実績を有すること。」について、公共団体からの受託実績のみとなりますか、民間での取引も実績として良いでしょうか。			
回答			
本市を含む地方自治体からの受注業務の実績を参加資格としています。なお、共同企業体として参画した業務や受注者の業務の一部を請け負った場合も対象とします。			

No.2

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
実施要領	7	14	13 スケジュール
質問内容			
令和8年3月18日(水)・19日(木)に企画提案書等の審査および受託候補者の選定が予定されていますが、プレゼンテーションを実施する場合、1者あたりの持ち時間(説明時間および質疑応答時間)は何分程度を想定されていますでしょうか。			
回答			
今回の実施時間は未確定ではありますが、前回の審査会においては、1者あたりプレゼンテーション20分・ヒアリング20分で実施しました。			

No.3

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	1	29	4 業務内容(1)(2)
質問内容			
(1)いわき産トマトのブランディング・プロモーション業務 (2)いわき産ねぎのブランディング・プロモーション業務 とございますが、上記(1)(2)を横断する大きな括りとして、 共通のブランディング・プロモーション企画の検討は可能でしょうか。 それとも個別に検討するほうが理想と考えますでしょうか。			
回答			
(1)(2)で共通する横断的な企画の提案も可能です。			

No.4

資料名称	該当頁	該當行	該当項目
仕様書	1	30	4 業務内容(1)(2)
質問内容			
<p>『県内市場を対象とした』とありますが、ここでの『県内市場』はマーケティング用語としての市場(県内の消費者・流通・販売エリア)を指す理解でよろしいでしょうか。もし卸売市場を指す場合、使用する市場等に指定がございましたらご教示ください。</p>			
回答			
<p>お見込みのとおり、ここでの「県内市場」は、マーケティング用語としての市場(県内の消費者・流通・販売エリア)を指しています。</p>			

No.5

資料名称	該当頁	該當行	該当項目
仕様書	1	30	4 業務内容(1)
質問内容			
<p>本業務が県内市場を主な対象として設定されている背景や考え方についてご教示ください。</p> <p>あわせて、福島県が実施するプロモーション施策との間で、対象市場や役割分担等の整理がなされているか、また、本業務とは別に県外(首都圏・全国)市場を対象とした施策が当該年度に実施または予定されているかについても、ご教示いただけますでしょうか。</p>			
回答			
<p>本業務の対象品目であるトマトとねぎの商圈が、市内を中心とした県内市場であるためです。</p> <p>また、福島県では明確に本市農産物を取り上げたプロモーションを行っていないため、福島県との間で役割分担等の整理はしておらず、本業務とは別に県外(首都圏・全国)市場を対象とした施策の実施は予定していません。</p>			

No.6

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	1 2	30 18	4 業務内容(1)(2)(3)
質問内容			
<p>トマト・ネギのプロモーション業務について「県内市場を対象とした」との記述がありますが、2頁の消費者意識調査の調査対象には「首都圏、福島県内、いわき市内別」とあります。</p> <p>あくまでも福島県内が対象であり、首都圏や東北全体を含めた地域は対象外という認識で良いでしょうか。</p> <p>全国戦略や通販などにも使えるようなブランディングよりは、あくまで福島県内がターゲットであり、まず県内の売り上げや生産者増を本件の目的なりますでしょうか。それとも、県内を含め認知増加し、域外が増えるようなプランでも良いのかお教えください。</p>			
回答			
<p>トマト・ネギのプロモーション業務については、福島県内がターゲットであり、まず県内の売り上げや生産者増を目指すものです。</p> <p>消費者意識調査は、風評被害に関する継続的な調査も行うことから、対象エリアを「首都圏、福島県内、いわき市内別」で設定をしています。</p>			

No.7

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	2	7	4 業務内容 【(1)(2)に共通する事項】
質問内容			
<p>『引き続き「いわきのめぐみ」ロゴを活用するため、新たなロゴやブランド名を設定するものではない』とありますが、スーパー等でイベントを実施する際に使用する販促物・装飾物(POP、のぼり、ポスター等)は、既存の支給物(データ/現物)があり、それを使用する認識でよろしいでしょうか。あわせて、既存物がない場合の新規制作の可否(デザインルールや事前承認の要否)についてもご教示ください。</p>			
回答			
<p>既存のツール(POP、のぼり、ポスター等)があり、支給物(データ/現物)の使用も可能ですが、既存物がない場合は新たなツールの制作(いわきのめぐみ・業務のコンセプト・キヤッチコピー等)も可能です。</p> <p>なお、いわきのめぐみの VI マニュアル等の詳細は、以下ページからご確認ください。</p> <p>https://iwaki-megumi-navi.com/iwaki-megumi/use.html</p>			

No.8

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	2	11	4 業務内容 【(1)(2)に共通する事項】
質問内容			
アクション企画においてイベントを実施する場合、いわき農産物マスコットキャラクター アグリン★ファイブ の出演(招へい)は可能でしょうか。可能な場合、出演にあたって別途費用の発生有無(発生する場合は費用区分・目安)および申請手続き(申請先、必要書類、申請期限等)についてご教示ください。			
回答			
着ぐるみの貸出は可能で、市の主催事業につき、費用・申請手続きは不要です。ただし、アクターは事業者側での手配となります。			

No.9

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	3	11	6 提案に当たっての留意事項 (3)工
質問内容			
工 著作権等の扱いについて 成果品の著作権、二次使用権、商品化権、放送権およびその他一切の権利を無償で市に譲渡すること。と記載がありますが、第三者の著作権を活用した提案を実施する場合、全ての譲渡が叶わなくとも、契約期間内での使用許諾、適切な権利処理を実施することは可能でしょうか。			
回答			
第三者の著作権を活用した提案を実施する場合、契約期間内での使用許諾、適切な権利処理を実施することは可能です。			

No.10

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	3	16	7 業務について
質問内容			
いわき長ネギ選果調整施設や他施設の見学ツアーなどの施策をするにあたり、各施設と調整が必要になった際には、貴市との交流のある団体・企業についてはご仲介をいただけるという認識でよろしいでしょうか。また各施設を使用する施策について調整・確認前でも提案内容に盛り込んでも問題はございませんでしょうか。			
回答			
本業務の契約締結後、本市が仲介可能な企業・団体については仲介します。また、各施設を使用する施策について調整・確認前でも提案内容に盛り込むこと自体は可能ですが、実現可能性を事前に確認した上で提案いただくことで、高評価につながる可能性があります。(本プロポーザル評価基準の評価項目「業務遂行」をご参照ください。)			

No.11

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
仕様書	5	2	対象品目・ターゲット
質問内容			
1.トマト4ブランド(サンシャイントマト、親バカトマト、小名浜菜園ミニトマト、春うらら)の、ロゴの露出に関して以下の認識で相違ないでしょうか。			
<ul style="list-style-type: none"> 各ブランドロゴの維持：各ブランドが既に使用している固有のロゴマークは、原則として変更・改変せずそのまま使用する。 プロモーション用マークの作成：本企画独自の「専用キャンペーンマーク」を別途作成し、各ブランドロゴと併記する形で展開する。 <p>もし、既存ロゴのデザイン調整や、本企画に合わせた統一的なリデザインの可否について制限やご要望があればご教示ください。</p>			
2.ねぎのプロモーションを検討するにあたり、現状の確認をさせてください。			
<ul style="list-style-type: none"> 固有名称の有無：現時点で、特定の生産団体や地域で独自にネーミング(愛称)をつけて活動している事例はありますでしょうか。 ロゴマークの有無：販促用として既に使用されているロゴマークや、共通のシンボルマークなどは存在しますでしょうか。特筆すべき既存のブランディングがない場合、本企画において新たな愛称やロゴマークを提案・作成する 			

ことは可能でしょうか。

回 答

1. ロゴの露出に関して、お見込みのとおりで、既存ロゴのデザイン調整や、本企画に合わせた統一的なリデザインは想定していません。
2. 「福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会」において、規格をクリアしたものをお「いわきねぎ」の名称で販売しています。また、販促用として既に使用されているロゴマークや、共通のシンボルマークなどはないため、本企画において新たに提案・作成することは可能です。

No.12

資料 名 称	該当頁	該当行	該 当 項 目
業務概要	1	中央部	市内を中心とした県内市場(消費者)をターゲットに事業を開
質 問 内 容			
いわき産農産物(トマト、ねぎ)の流通の状況について、いわき市内と福島県内(いわき市以外)への流通量を教えてください。			
回 答			
別紙「令和4年度いわき産農産物流通実態調査」をご参照ください。			

No.13

資料 名 称	該当頁	該当行	該 当 項 目
業務概要	1	中央部	「いわき・ねぎならではプラン」(ねぎの振興策)を策定
質 問 内 容			
「いわき・ねぎならではプラン」の具体的な施策と効果状況を教えてください。			
回 答			
新規就農(栽培)者等の確保・育成、周年栽培体系の確立、集出荷施設使用による省力化・品質の高位平準化、需要に応じた商品等の検討、産地ストーリーの情報発信などに取り組んでおり、その効果の一つとして、ねぎの新規就農者の育成につながっています。			

No.14

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
業務概要	1	中央部	生産拡大に寄与するプロモーションを実施
質問内容			
いわき市のねぎ就農者について、人数の推移、平均年齢を教えてください。			
回答			
<p>「福島さくら農業協同組合いわきねぎ部会」における生産者の推移と平均年齢は、次のとおりです。</p> <p>○生産者の推移 (R1)118名→(R2)115名→(R3)113名→(R4)106名→(R5)105名</p> <p>○平均年齢:73歳(令和5年度時点)</p>			

No.15

資料名称	該当頁	該当行	該当項目
1/29 業務説明会 質疑応答内容より	-	-	-
質問内容			
本事業におけるブランディング・プロモーションの対象は県内市場を主とし、県外での実施も可能であるとの認識であります。県内、市内及びその他地域における実施割合の目安がございましたら、ご提示いただけますでしょうか。			
回答			
実施割合の目安は特にございません。			